

第1章 令和5年度 知的財産保護包括協力推進事業の概要

第1章

第1節 事業の背景と目的

我が国と深い経済的相互依存関係を有する中国では、世界の工場に加えて世界の市場として世界経済における存在感を増しており、今後も様々な分野において日系企業による一層の事業展開が見込まれる。日系企業の事業展開の前提として、中国における特許・商標・意匠等の産業財産権の迅速な権利化及び適切な保護が必要不可欠である。中国における特許等の出願件数は年々増加し、知財関連の訴訟件数も急増していることから、中国における知財保護の重要性は非常に高い。

中国における知的財産権制度は、WTO・TRIPS 協定への加盟以降、近年急速に整備されてきた。また、近年の中国における特許出願件数は 2011 年以降、世界第 1 位であり、その伸び率も顕著であり、中国における知的財産の重要性は非常に高まってきている。2023 年 10 月末まで¹、中国における有効発明専利の件数は 487.0 万件、有効実用新型専利の件数は 1192.3 万件、有効外観設計専利の件数は 315.9 万件である。また、商標領域においては、2023 年 10 月までの有効登録商標の件数が 4544.7 万件に達している等、中国における知的財産権の重要性が益々顕著になっている。中国の産業財産権制度は近年急速に整備が進んでいるものの、日本を含む他国との制度及び運用上の差異は依然として大きい。初歩審査のみにより付与される実用新案権や意匠権に基づく権利濫用や冒認商標問題、模倣品摘発などの権利執行に関する問題等、法律の制度面での不備及び運用面での問題が少なくない状況にある。

一方、日本では、2002 年に「知的財産基本法」が制定され、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策への取組が行われてきたが、2023 年 6 月 9 日に、政府知的財産戦略本部は「知的財産推進計画 2023 〜多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて〜」を発表し、日本における今後の知財戦略を推進する際に重要となる政策課題と施策を、「スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化」、「多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用」、「急速に発展する生成 AI 時代における知財の在り方」、「知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化」、「標準の戦略的活用の推進」、「デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備」、「デジタル時代のコンテンツ戦略」、「中小企業/地方（地域）/農林水産分野の知財活用強化」、「知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化」、「クールジャパン戦略の本格稼働と推進」の重点 10 施策を打ち出している。

日中における今後の知財戦略を考える上で、国際的な感覚が欠かせないところ、差し当たり特にアジアにおいて知財活動が活発である日中両国が交流を深め、知財政策を整備していくことが重要である。具体的には、知財に関する状況を中国政府関係機関、学術機関等と緊密に交流を行うことにより理解を深めることが何より重要であり、連携を深め、政策のベースとなる中国における公平な企業活動を行う面から産業財産権が適切に保護される事が重要になってきているといえよう。加えて、中国における、中国の法改正・司法解釈、法運用の抜本的な改善に資する調査・研究を実施する事が極めて有益になってきている。

よって、中国でこれまで進められてきた知的財産に関する取組・戦略について取りまとめを行うとともに、日本における知的財産政策についての検証を行い、日中両国における今後の知財戦略を見据えて、知的財産の創造・保護・活用をさらに発展せしめる知的財産制度を検証する事を目的に、日本・中国双

¹ 文中の中国における知的財産権に関する主な統計データは、以下の中国国家知識産権局のホームページのデータによる（2023 年 11 月 28 日確認）。

https://www.cnipa.gov.cn/module/download/download.jsp?i_ID=188598&colID=88

方の有識者とともに日本・中国両国の知的財産施策の方向性の検証及び、それらに関する調査・研究を共同で実施した。

第2節 事業の概要

I. 実施事項

1. 中国政府関係機関・学術機関と連携した課題抽出と提言等

- (1) 産業財産権法及び隣接法に係る制度・運用（審査・エンフォースメント等）の改善に資する日中の研究者による共同研究の実施
- (2) 共同研究テーマを設定し、連携機関及び研究者を選定し、研究者会議を実施
- (3) 産業財産権制度等に関する改善提案の内容の精査

2. 法・運用整備に係る中国知財関係者との知見の共有及び共通理解の向上

- (1) 産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関・学術機関等の知財関係者の日本への招へい並びに日本の有識者及びユーザー（出願人・弁理士等）との意見交換の実施
- (2) 日中の研究者と産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関等との意見交換の実施

3. 共同研究成果のフィードバック

- (1) 日中の研究者と産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関等との意見交換の実施
- (2) 知的財産に関する日中共同研究調査報告書の作成

Ⅱ．研究テーマと担当研究者

1．知的財産権の行使と独占禁止法の適用に関する比較研究

中国側	日本側
呉 漢東 教授（中南財經政法大学） 張 平 教授（北京大学） 顧 昕 首席研究員（国家知識産権局 知識産権発展研究センター）	田村 善之 教授（東京大学） 林 秀弥 教授（名古屋大学）

2．商標制度における使用主義的側面に関する比較研究

中国側	日本側
管 育鷹 教授（中国社会科学院） 彭 学龍 教授（中南財經政法大学） 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）	宮脇 正晴 教授（立命館大学） 金子 敏哉 教授（明治大学）

第3節 研究者会議、意見交換の概要

I. 用語

この事業における研究者会議及び意見交換とは、以下のとおりである。

研究者会議とは、この事業の共同研究者により行われるもので、定められた研究テーマについて、研究テーマの進捗状況、研究内容の確認・議論等を行う会議である。

意見交換を、日本の有識者及びユーザーとの意見交換と、中国政府機関や学術機関等の知財関係者との意見交換とに分類する。日本の有識者及びユーザーとの意見交換とは、産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関・学術機関担当者等の知財関係者を招へいし、日本の有識者又は出願人や弁理士等のユーザーと意見交換を行うものをいう。中国政府機関の担当者等との意見交換とは、共同研究の成果がまとまる時期に併せて、産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関等の担当者を招き、研究成果の報告を行い、意見交換を行うものをいう。

Ⅱ. 研究者会議

1. 第一回会議

日時等：2023年7月3日（月曜日）（開催方法：TV会議）

主 催：一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

逐次通訳を挟んで全体会議を開催した。

全体会議には日中共同研究者全員が参加して、各研究者が担当する研究テーマについて、問題意識や研究の方向性等を報告し、全員で議論を交わした。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 首席研究員（CNIPA発展研究センター） ◆オブザーバー 鄧 儀友 処長（CNIPA発展研究センター）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 林 秀弥 教授（名古屋大学）、 宮脇 正晴 教授（立命館大学）、 金子 敏哉 教授（明治大学） ◆主催者 小林 徹 常務理事、 大屋 静男 研究部長 山崎 亨 研究業務課長 ◆オブザーバー 葛原 怜士郎 班長（日本特許庁）、 福島 暖奈 係長（日本特許庁）、 谷川 啓亮 一等書記官（駐中国日本大使館）、 太田 良隆 部長（JETRO・北京）、 島田 英昭 部長（JETRO・香港）、 鹿児島 直人 副部長（JETRO・北京） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 西村 竜二 主任研究員、 水野 聡之 主任研究員、 石本 愛美 補助研究員、 坂治 深雪 補助研究員

2. 第二回会議

日時等：2023年10月21日（土曜日）10：00-18：00

場 所：東京・TKP市ヶ谷

主 催：一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

本年度の研究テーマに関係する日中両国の実務家を招いて、実務的な観点から研究テーマに関する基調講演を行い、共同研究者と意見を交換した。また、意見交換終了後、共同研究者が研究テーマ毎に分かれ、実務家も交えて研究テーマについて議論を交わした。

各講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

- 「独占禁止法と知的財産権～消耗品メーカー排除に関する裁判例の検討～」平山 賢太郎 弁護士
- 「知的財産権行使と反トラスト法の適用-中国法的実践及び国際比較」張 鵬 律師
- 「商標制度における使用主義的側面について」大向 尚子 弁護士
- 「中国の商標法における商標使用の体系的な解説及び実務的な観察」蘇 志甫 律師

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 首席研究員（CNIPA発展研究センター） ◆実務家講演者 張 鵬 律師（中倫律師事務所）、 蘇 志甫 律師（上海允正律師事務所）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 林 秀弥 教授（名古屋大学）、 宮脇 正晴 教授（立命館大学）、 金子 敏哉 教授（明治大学） ◆実務家講演者 平山 賢太郎 弁護士（平山法律事務所）、 大向 尚子 弁護士（西村あさひ法律事務所） ◆主催者 小林 徹 常務理事、 大屋 静男 研究部長 ◆オブザーバー 葛原 怜士郎 班長（日本特許庁）、 福島 暖奈 係長（日本特許庁） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 西村 竜二 主任研究員、

	水野 聡之 主任研究員、 坂治 深雪 補助研究員
--	-----------------------------

3. 第三回会議

日時等：2024年1月7日（日曜日）（開催方法：TV会議）

主 催：一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

日中共同研究者全員で本年度の各研究テーマのまとめ案について議論し、各研究員が一年間の共同研究について振り返りを行った。

また、今後日中両国において共同研究すべきテーマに関する議論を交わした。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 首席研究員（CNIPA発展研究センター）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 林 秀弥 教授（名古屋大学）、 宮脇 正晴 教授（立命館大学）、 金子 敏哉 教授（明治大学） ◆主催者 小林 徹 常務理事、 大屋 静男 研究部長 ◆オブザーバー 葛原 怜士郎 班長（日本特許庁） ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 西村 竜二 主任研究員、 水野 聡之 主任研究員、 坂治 深雪 補助研究員

Ⅲ. 日本の有識者及びユーザーとの意見交換

1. 企業の知財担当者との意見交換

日 時：2023年10月20日（金曜日）午前

訪問先：三菱電機株式会社

概 要：

三菱電機株式会社の知的財産センターにおられる曾我部役員理事・センター長をはじめ、同倉谷泰孝特許企画部長、同柴光輝知財戦略部長、同大家泉知財戦略グループマネージャー、同沈智英知財戦略グループ担当課長、知的財産渉外部の片山秀彦部長、同鈴木美紗子商標グループ担当課長、同樋口佳子プールライセンスグループマネージャー、同富永崇雄第三グループ担当課長が参加し、三菱電機社の歴史などの会社紹介、同社の知財制度の係る取組や課題認識についてご紹介があり、続いて知財戦略や、知財環境の変化に対応する取組を、それぞれ実務的な観点からご説明頂き、その上で日本側と中国側の共同研究者と意見を交換した。

意見交換をすることにより三菱電機社の知財に関する考え方等について日中両国の研究者が理解を深めた。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 首席研究員（CNIPA発展研究センター） ◆オブザーバー 張 鵬 弁護士（中倫律師事務所）	◆三菱電機株式会社 （知的財産センター） 曾我部 靖志 役員理事・知的財産センター長・ 標準化室長 倉谷 泰孝 特許企画部長 柴 光輝 知的財産戦略部長 大家 泉 知的財産戦略グループマネージャー 沈 智英 知財戦略グループ担当課長 （知的財産渉外部） 片山 秀彦 知的財産渉外部長 鈴木 美紗子 商標グループ担当課長 樋口 佳子 プールライセンスグループマネー ジャー 富永 崇雄 第三グループ担当課長 ◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 林 秀弥 教授（名古屋大学）、 宮脇 正晴 教授（立命館大学） ◆オブザーバー（日本側） 葛原 怜士郎 班長（日本特許庁）、 福島 暖奈 係長（日本特許庁）

	◆事務局 小林 徹 常務理事、 大屋 静男 研究部長、 井手 李咲 主任研究員、 西村 竜二 主任研究員、 水野 聡之 主任研究員
--	---

2. 会議形式の意見交換

日時等：2023年10月20日（金曜日）午後

主 催：一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

産業界や実務界を代表して、一般社団法人日本知的財産協会（JIPA）、日本商標協会の担当者により講演が行われた。具体的な内容は、中国特許実務上の若干問題や企業商標実務における不使用取消審判制度、独禁法に関する若干問題についての知財実務についての関心事項や、商標制度における使用主義的側面に関する比較研究に対して、日本の商標制度における使用主義的規定についてご紹介がなされ、講演後は、日中両国の共同研究者が、産業界や実務界の知財担当者と意見を交換した。

なお、講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

●「中国特許実務上の若干問題」

「企業商標実務における不使用取消審判制度」

「独禁法に関する若干問題」

山口博明 常務理事、小川佳彦 副委員長、堀内康匡 副委員長、

李静波 副委員長、徳若拓也 委員長、山口一喜 委員長、吉田尚樹 副委員長

●「商標制度における使用主義的側面に関する比較研究

－日本の商標制度における使用主義的規定について」

古関 宏 理事・商標法制史研究部会長

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 首席研究員（CNIPA発展研究センター） ◆オブザーバー 張 鵬 弁護士（中倫律師事務所） 雷 怡 副研究員（CNIPA発展研究センター）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 林 秀弥 教授（名古屋大学）、 宮脇 正晴 教授（立命館大学）、 金子 敏哉 教授（明治大学） ◆講演者 山口 博明 常務理事（JIPA、(株)小松製作所）、 小川 佳彦 副委員長（JIPA 国際第3委員会、パ ナソニック オペレーションナルエクセレンス (株) PIPM）、 堀内 康匡 副委員長（JIPA 国際第3委員会、本 田技研工業（株））、 李 静波 副委員長（JIPA 国際第3委員会、富士 フィルム知財情報リサーチ（株））、 徳若 拓也 委員長（JIPA 商標委員会、 KADOKAWA）、

第1章

	山口 一喜 委員長（JIPA フェアトレード委員会、日本ゼオン（株））、 吉田 尚樹 副委員長（JIPA フェアトレード委員会、（株）アイスタイル） 古関 宏 理事・商標法制史研究部会長（日本商標協会、古関特許事務所） ◆主催者 小林 徹 常務理事、 大屋 静男 研究部長 ◆オブザーバー 葛原 怜士郎 班長（日本特許庁）、 福島 暖奈 係長（日本特許庁） ◆会議参加者（日本側） ・一般社団法人日本知的財産協会（JIPA） - 松本 宗久 事務局長代行兼関西事務所長、 - 寺川 耕司 委員長（国際第3委員会、（株）日本触媒） - 田中 健太郎 委員（フェアトレード委員会、（株）サカタのタネ） - 深井 慶太郎 委員（フェアトレード委員会、（株）フジクラ） - 古谷 真帆 主任（政策検討チーム兼国際制度調和グループ） ・日本商標協会 - 富岡 英次 会長（中村合同特許法律事務所）、 - 宮川 美津子 副会長（TMI 総合法律事務所）、 - 佐藤 俊司 事務局長（TMI 総合法律事務所）、 - 本多 敬子 理事（日本商標協会事務局長補佐兼会務検討委員会会長、本多国際特許事務所）、 - 江成 文恵 委員長（国際活動委員会、瀧野国際特許事務所）、 - 田邊 潔 会長（デザイン部会、清水・醍醐事務所）、 - 西野 吉徳 会長（外国商標制度部、Authense 法律事務所）、 - 加藤 ちあき 理事（窪田法律事務所）、
--	--

	杜 潔 氏（国際活動委員会、創英国際特許法律事務所）、 ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 西村 竜二 主任研究員、 水野 聡之 主任研究員、 坂治 深雪 補助研究員
--	--

IV. 中国政府関係機関との意見交換

1. 会議形式の意見交換

日時等：2024年1月6日（土曜日）～7日（日曜日）（開催方法：TV会議）

主 催：中国社会科学院 知識産権センター

概 要：

中国の政府関係者等を会に招き、日中共同研究者が、それぞれ担当する研究テーマに関する共同研究の成果を報告した。これらの研究成果の発表に基づいて、中国の政府関係者等と意見を交換し、双方の共通理解を深めた。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 首席研究員（CNIPA発展研究センター） ◆会議参加者（中国側） 国家市場監督管理総局知識産権局、最高人民法院、北京市高級人民法院、重慶市高級人民法院、天津市高級人民法院、山東省高級人民法院、北京知識産権法院、上海知識産権法院、広州知識産権法院、中国科学院大学、北京市法学会「法学雑誌」、清華大学、北京外国語大学、北京第二外国語大学、中央財經大学、北京理工大学、蘇州大学、中国知識産権研究会「知識産権」雑誌、中華商標協会、万慧達律師事務所、北京君策知識産権發展センター、隆諾師事務所、滙仲律師事務所、中倫律師事務所、聯德律師事務所、通商律師事務所、北京大成律師事務所、永新律師事務所 等から47名の出席者	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 林 秀弥 教授（名古屋大学）、 宮脇 正晴 教授（立命館大学）、 金子 敏哉 教授（明治大学） ◆会議参加者（日本側） 葛原 怜士郎 班長（日本特許庁）、 谷川 啓亮 一等書記官 （駐中国日本国大使館）、 島田 英昭 部長（JETRO・香港）、 太田 良隆 部長（JETRO・北京）、 鹿児島 直人 副部長（JETRO・北京） ◆知的財産研究教育財団 小林 徹 常務理事、 大屋 静男 研究部長 ◆事務局 井手 李咲 主任研究員、 西村 竜二 主任研究員、 水野 聡之 主任研究員、 坂治 深雪 補助研究員

第1章 令和5年度 知的財産保護包括協力推進事業の概要

2. 訪問形式の意見交換

＊特別な事情により渡航が実現できず、中止。